

●部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・ 声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン

〔平成19年5月24日
日本学術会議第38回幹事会決定〕

0. 「日本学術会議の運営に関する内規」(平成17年10月4日)には、部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会(以下、「委員会」という)の長が勧告・要望・声明・提言・報告(以下、「勧告等」という)を作成する場合には、その草案を科学と社会委員会にまず提出して内容の適切性及び過去10年間に日本学術会議が公表した勧告等との関連性について助言を得るべきこと、幹事会への提案に際しては、科学と社会委員会の助言に基づく修正案を作成すべきことが規定されている。この規定に基づいて、昨年10月以来、科学と社会委員会は提出された勧告等の草案に対して内部査読機能を担って助言活動を行ってきたが、その経験に基づき、助言の観点とその手続きを明示して今後の活動を円滑化するために、以下のガイドラインを作成することにした。ただし、大学教育の分野別質保証推進委員会の提言及び報告は除く。

1. 部及び委員会の長が勧告等の草案の検討を科学と社会委員会に付託する場合には、最終案の提出を意図する幹事会の開催日の少なくとも一ヶ月前までに、完結した草案を提出するものとする。ここで「完結した草案」とは、「日本学術会議の意思の表出における取扱要領」(平成18年6月22日)に規定された様式にしたがって準備され、十分な推敲を重ねて高い完成度を備えた文書を指している。科学と社会委員会による助言は、勧告等の内部的な整合性、過去10年間の公表文書との通時的な整合性、日本の科学者集団の代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性、内容の実行可能性と受容可能性に関する判断に焦点を絞って行われるものであって、文章の不備や矛盾をチェックする作業等は、勧告等を作成する部及び委員会の長が責任を持って行うべきものである。

2. 過度に長文の文書は、勧告等の目的にとってむしろマイナスの効果すら持ちかねない。勧告等を作成される部及び委員会の長は、文書の本文部分の標準的な長さは最大限でも20ページ程度(font size12, paper size A4)を標準的なサイズと考えて、簡潔・直裁・平明な表現を用いて読み易い文書を作成すべきである。勧告等の正確な理解に役立つと考えられる場合に最小限度の補足資料を添付されることは妨げないが、本文のメッセージは補足資料とは独立に読めるように配慮される必要がある。また、日本学術会議の勧告等はあくまで学術会議の見識と責任に基づいて社会に発信するものであって、特定の学説の推進や批判、あるいは特定分野の利益追求の手段であると誤解されるような表現は避けるべきである。

3. 社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が伴い時を迫って状況が変化する緊急性が高い問題等については、専門家の間で意見の統一ができなくても、多様な視点からの議論の集約や検討を経た上で、異なる意見のそれぞれの根拠を付した意見分布を明示する等の形で情報が発信される必要がある。科学と社会委員会及び幹事会は、こうした趣旨を踏まえ、適時、適切な発信に努めるものとする。

4. 勧告等を作成する部及び委員会の長は、学術会議の名を冠して発信される文書が、3部210名の会員及び2,000名近い連携会員の全体をコミットさせる性格の文書であることを十分に意識して、日本学術会議の政策提言機能が長期的・継続的・効果的に発揮できるように配慮する義務がある。

5. 設置が認められた委員会に対しては、科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会は、その中から3名の担当委員を決め、課題検討の経緯と現状を必要に応じて問い合わせたり、確認したりする機能と、勧告等の草案を査読する機能を担わせるものとする。

6. 担当委員の査読報告に基づいて科学と社会委員会が行う助言を遵守して部ないし委員会が作成した改訂稿に対して、科学と社会委員会は幹事会に対して

- (1) 対外発信文書としての採択
 - (2) 委員会の設置期間の延長と審議の継続
 - (3) 文書としての位置付けの変更あるいは文書の不採択
- のいずれかの勧告を行うものとする。

(別図) 勧告・要望・声明・提言・報告の査読のフロー図

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定)

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(平成20年日本学術会議規則第1号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成20年5月7日)

附 則 (平成24年4月9日日本学術会議第149回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日日本学術会議第161回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年10月31日日本学術会議第283回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。